

関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について

輸出注意事項15第16号(15.4.4)

最終改正：輸出注意事項19第22号(19.6.29)

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第2の45の項に掲げる貨物の輸出(積戻し)については、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)によるほか、平成15年4月14日から下記により行います。

記

1 適用地域

全地域

2 適用品目

関税法第69条の12第1項の認定手続が執られた貨物(税関長より積戻しを命じられたもの、同法第69条の11第1項第9号又は第10号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び認定手続を取り止められたものを除く。)とする。

3 輸出承認の申請

適用品目のうち、認定手続中の貨物及び商標権、著作権又は著作隣接権を侵害すると認定された貨物を保税地域から輸出しようとする場合には、輸出令第11条第2号の規定により税関長の承認を要することとなります(注)が、それ以外の輸出の場合には以下のとおりとします。

(注)税関長の承認基準は次のとおり。

認定手続中の貨物

権利者又は申立不正競争差止権者(関税法第69条の13第1項の規定に基づき、自己の営業上の利益を侵害すると認める貨物について同法第69条の12第1項の認定手続を執るべきことを税関長に対し申立てをした不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。)の同意がある場合にのみ承認を行う。

商標権、著作権又は著作隣接権を侵害すると認定された貨物

承認は行わない。

(1) 提出書類

認定手続中の貨物

(イ) 輸出承認申請書 2通

(ロ) 申請理由書 2通

(ハ) 権利者又は申立不正競争差止請求権者の同意書 1通

- (二) その他必要と認められる書類
知的財産を侵害すると認定された貨物
- (イ) 輸出承認申請書 2通
- (ロ) 申請理由書 2通
- (ハ) 情報開示等同意書(別紙様式1) 2通
- (ニ) 貨物等明細書(別紙様式2) 2通
- (ホ) 輸入申告書の写し 1通
- (ヘ) 輸入契約書の写し 1通
- (ト) 輸出契約書又はこれに準ずるものの写し 1通
- (チ) 税関長が発行した認定手続開始通知書(輸入者用) 1通
- (リ) 税関長が発行した認定通知書(輸入者用) 1通
- (ヌ) 輸出者の登記簿謄本又は戸籍謄本(外国人である場合には外国人登録証の写し)
- (ル) 郵送にて返信を希望する場合は返信用封筒(簡易書留分の切手を添付のこと。)
- (ヲ) 当該貨物が仕向地において権利者の同種の権利を侵害しないことを証する書類又は不正競争行為により他者の営業上の利益を侵害しないこと若しくは侵害するおそれがないことを証する書類 1通
- (ワ) 輸出(積戻し)に関する権利者又は申立不正競争差止権者の同意書(回路配置利用権を侵害すると認定された貨物を輸出する場合を除く。) 1通
- (カ) その他必要と認められる書類(貨物等明細書に記載されている事項が事実であることを証する書類等)

(2) 提出先

貨物の種類	提出先
認定手続中の貨物(育成者権に係るものに限る。)又は育成者権を侵害すると認定された貨物	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 農水産室
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 貿易審査課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL: 03-3501-1511

(内線: 3261~3266 農水産室、3251~3255 貿易審査課)

(3) 申請受付時間

月曜日から金曜日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。)

午前10時から正午、午後1時30分から3時30分まで

(4) 輸出の承認基準

輸出の承認は、当該申請が上記(1)に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。

ただし、商標権、著作権又は著作隣接権を侵害すると認定された貨物については、承認は行わない。

(5) 電子情報処理組織を利用して行う手続き

輸出貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第64号)に規定する電子情報処理組織を使用して、申請の手続きを行う場合にあっては、平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」及び平成12年4月3日付け輸出注意事項12第24号・輸入注意事項12第26号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の規定を準用するものとします。

(別紙様式1)

情報開示等同意書

経済産業大臣 殿

申請者記名押印又は署名

申請年月日

住 所

電話番号

関税法第69条の12第1項に規定する認定手続により同法第69条の11第1項第9号又は第10号に掲げる貨物に該当すると認定された貨物の輸出について、輸出貿易管理令第2条第1項の規定による申請を行うにあたり、下記の点について同意(誓約)します。

記

- 1 当該貨物(税関長より当該貨物が侵害していると認定された権利等(以下「被侵害権利等」という)を侵害する同種の貨物を含む)は、今回初めて関税法に基づく認定手続が執られたものであり、また、今後当該貨物の本邦への輸入を行わないこと。
- 2 本同意書及び貨物等明細書その他の提出書類には虚偽の事項が一切ないこと。
- 3 経済産業省が、本同意書及び貨物等明細書その他の提出書類(又はその写し)を交付することにより、当該貨物に係る情報を被侵害権利等の権利者等に対して提供すること。

(別紙様式2)

貨物等明細書

申請者記名押印又は署名

申請年月日

(1) 輸出(積戻し)に関する情報

仕向人の氏名

仕向人の住所及び電話番号

仕向地(空港又は港湾名を含む)

経由地

(2) 輸入に関する情報

輸入申告を行った者の氏名

輸入申告を行った者の住所及び電話番号

船積地域(空港又は港湾名を含む)

経由地

船積地域の仕出人の氏名

船積地域の仕出人の住所及び電話番号

(3) 貨物そのものに関する情報

製造者(又は生産者)の氏名

製造者(又は生産者)の住所及び電話番号

商品名

型及び等級

単位・数量

被侵害権利等の種類

認定手続開始通知書に記載されている開始通知書番号

認定通知書に記載されている認定通知書番号

当該貨物の輸出後に記載事項に虚偽の事実があることが発覚した場合には、外国為替及び外国貿易法第70条の規定により3年以下の懲役等に処せられることがあります。